

第3回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 会議録

1 日時：令和5年3月13日（月）午前10時00分から午後00時08分まで

2 場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室

3 出席者（検証委員）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	防災行政	兵庫県立大学教授	
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所弁護士	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所弁護士	

4 出席者（庁内検討委員会・事務局）

		所属等	氏名
庁内検討委員会	幹事会	副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜
		技術統括監	吉澤 雄介
		危機管理監	小松 靖弘
		環境部長	藤田 信吾
		産業部農林水産担当部長	清水 克
		都市整備部長	井熊 久人
		土木部長	伏木 章尋
		天竜区長	袴田 雄三
	オブザーバー	総務部参事	岡本 ふみの
	作業部会	危機管理監危機管理課長	小林 正人
		環境部産業廃棄物対策課長	小野 哲司
		産業部林業振興課長	小林 和重
		都市整備部土地政策課長	山田 雅之
		都市整備部北部都市整備事務所長	高林 繁
		土木部道路保全課長	加藤 貞仁
		土木部河川課長	永井 聖孝
		土木部天竜土木整備事務所長	鈴木 浩治
		天竜区まちづくり推進課長	森田 修
	土木部副参事	菅谷 昌彦	
	事務局	都市整備部都市計画課長	杉石 秀和
都市整備部都市計画課課長補佐		磯部 篤	
都市整備部都市計画課副主幹		鈴木 康之	
都市整備部都市計画課主任		和久田 昌弘	
都市整備部都市計画課主任		白井 真理奈	
総務部政策法務課経営推進担当課長		栗田 豪	
総務部政策法務課主幹		村上 勝之	

- 5 議事内容 (1) 第3回技術的検証会の報告について
(2) 行政対応に係る論点整理及び検証について
(3) 意見交換
- 6 会議の公開・非公開 非公開 (ただし、議事録は非公開情報を除いて公開)
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
- 8 会議録作成者 白井
- 9 会議記録

1 開会

杉石都市計画課長・・・本日はご参集いただきまして誠にありがとうございます。私は都市計画課長の杉石と申します。よろしく願いいたします。只今から第3回浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会を始めます。

2 長田副市長挨拶

杉石都市計画課長・・・始めに長田副市長よりご挨拶を申し上げます。

長田副市長・・・委員の皆様には年度末のご多忙の中、行政対応検証会にご出席を賜り誠にありがとうございます。台風15号に伴う土砂災害につきましても約半年を迎えるところでございます。崩落した原因の調査や復旧方法につきましては、先ほど第3回技術的検証会を開催しているところでございます。また現地におきましては、土砂の撤去や排水対策についても進めており、地域住民の皆様が1日も早く安心・安全な生活に戻れるよう、市をあげて全力で取り組んでいるところでございます。この行政対応検証会につきましても今回で第3回目の開催となりまして、いよいよ具体的な検討をお願いする段階になってまいりました。本日の行政対応検証会では引き続き論点整理をお願いするとともに、委員の皆様それぞれの専門的な知見により、個々の行政対応が妥当であったかどうか公平公正の立場から検証をお願いし、ご意見を賜りたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

3 第2回行政対応検証会の内容

杉石都市計画課長・・・ありがとうございました。ここからは個人情報等を取扱うため非公開とさせていただきます。申し訳ございませんが、報道の皆様はご退出をお願いいたします。

《報道退室》

杉石都市計画課長・・・続きまして、本日の検討会資料の確認をさせていただきます。次第、第2回行政対応検証会会議録、第2回検証会意見等対応表、資料1から資料7、座席表、出席者名簿です。また、第2回検証会の資料6の差し替えとして「資料6 本件盛り土の経緯」をお配りしてございます。

それでは、次第をご覧ください。次第2、第2回行政対応検証会の内容についてです。こちらについては時間の都合上、議事及び意見交換の内容について取りまとめ、資料として添付しましたのでご確認をお願いします。

4 議事

杉石都市計画課長・・・次に、次第3(1)第3回技術的検証会の報告について道路保全課からご報告いたします。

加藤道路保全課長・・・第3回技術的検証会の内容についてご説明します。本日配付の資料1をご覧ください。第3回技術的検証会におきましては、1月17日に開催した第2回技術的検証会にていただいたご意見の内容について検討したものでございます。まず、1.土質試験結果・造成盛土斜面の安定性評価でございます。計画平面図と計画横断面図をご覧ください。形状につきましては第2回技術的検証会にて確認いただいているところでございます。計画横断面図から説明申し上げますと、盛り土、造成盛土の地盤の層につきましては、図の様に構成されており、一番上の灰色(B)で記載されているところが盛り土でございます。その下の焦げ茶の部分(o-B)が造成時の盛土、さらにその下の地盤が元々この土地にあった地盤でございます。盛り土が崩落しておりまして、赤いラインのように斜面を整形し、法面を少し段々にすることで斜面排水をとっております。イの真下あたりに緑色のラインのように地下水排除工を差し込む計画でございます。計画平面図においても、地下水排除工の計画についてご確認いただけます。地下水排除工の形状等については、第2回技術的検証会にて概ね妥当だとご意見をいただいております。

斜面の安全性評価については、これまで、計画平面図のAとMを繋ぐ線上のAの地点1箇所の試料を採取するのみでしたが、第2回技術的検証会にて、その1箇所で全体を評価してよろしいのかという意見がございましたので、イ、ウの2箇所においても試料を追加採取しまして土質試験をしたところでございます。追加試料の土質定数を用いて安定性評価を実施したところ、造成盛土を安定勾配の1:1.8で法面整形し、地下水排除工及び法面排水工を合わせた対策をすることにより安全性が確保されることが確認でき、妥当であるというご判断をいただきました。

次に、2.技術的検証会についてです。被災直後から原因究明及び応急対策における検討を続けてまいりましたが、技術的な検証を概ね終えることができましたので、第3回をもって技術的検証会を一旦終了し、ただし未だ現場の工事を行っており、行政対応検証会において更なる技術的知見が別途必要でありましたら、その都度、技術的検証会を開催する意向でございます。

現場の状況は資料の写真のとおりでございます。上の写真は本年1月に撮影したもので、残っている土を除去する前の状況です。下の写真は今月8日に撮影したもので、上の方に斜面が整形されていることが確認できます。1番目の整形が今現在終わっているところでございます。盛り土につきましても、全体の3割、約1,000m³が除去できている状況でございます。

説明は以上でございます。

杉石都市計画課長・・・内容等につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

《意見なし》

杉石都市計画課長・・・よろしいでしょうか。次に、次第3(2)の行政対応検証に係る論点整理及び検証について各課から説明をいたします。最初に本日配付した資料3各関係法令の関係概要(体系図)をご覧ください。

磯部都市計画課長補佐・・・資料3は第2回行政対応検証会の資料4を修正したものでございます。修正箇所は、静岡県が権限を有する関係法令として、都市計画関係に⑤-2 建築基準法を

追加しております。前回は、市が権限を有する関係法令のみに記載しておりましたが、災害危険区域の指定の権限は、浜松市、静岡県の双方が有しておりますので、静岡県の枠にも追加いたしました。また、災害対応に関する法令につきまして、前回は市が権限を有する法令としておりましたが、こちらにつきましても静岡県が権限を有する部分もあるということ、また今回の検証対象から外れたことから、双方の枠から外させていただいたところでございます。

次に本日配付の資料 4-1 をご覧ください。市が権限を有する関係法令等の一覧です。こちらは、第 2 回会議の資料 5 を修正したものでございます。先ほどの資料 3 の修正に伴い番号の表記等を変更したもので内容的には前回から修正はございません。

続きまして資料 4-2 をご覧ください。静岡県が権限を有する関係法令等の一覧で、今回初めてご用意した資料でございます。所管課の判断（県）の欄につきましては、静岡県に見解を確認し回答いただいた内容を整理したものでございます。こちらの関係法令について各所管課から説明いたします。

山田土地政策課長・・・資料 4-2 (4-2-1 ページ)、⑫静岡県盛土等の規制に関する条例について、静岡県盛土対策課から回答をいただいております。こちらの条例につきましては、資料 3 の①静岡県土採取等規制条例から令和 4 年 7 月 1 日に⑫静岡県盛土等に関する条例として引き上げるかたちで新たにできた法令でございます。県所管課の判断及び論点（案）について、(1) 本件盛り土行為は、令和 4 年 7 月 1 日以降、土砂基準に適合しない土砂等を用いて行われたのかについて、「静岡県では令和 4 年 7 月 1 日以降に当該箇所に土砂が搬入されたとの事実は確認していないため、回答できない。」と回答いただいております。補足ですが、土砂基準につきましては、第 1 回会議でお配りした【別冊】参考資料ウ-22 ページ、静岡県盛土条例施行規則第 4 条別表第 1 にありますので、内容については後程ご確認ください。

次に、(2) 本件土地に許可申請を要しない範囲を超える盛土を行った事業者はいなかったのかにつきましては、「県では、当該箇所に盛土を行った事業者について把握していないため、回答できない。」との回答でした。

次に、(3) ア複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土等を行った場合、許可申請義務はないのかにつきましては、「9 条各号の許可を要しない盛土等以外の盛土等を行おうとする者が許可を受けなければならない。」との回答で、これにつきましては、1,000 m²、1,000 m³未満であれば、各業者において条例の許可申請義務はないという意味の回答でございます。

続きまして、(3) イ措置命令及び停止命令は複数の事業者が同じ土地に許可申請を要しない範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのかにつきましては、「27 条 2 項の規定による命令は、許可の規定に違反して盛土等を行った場合にすることができる。許可の規定に違反しない場合はすることができない。」との回答でございます。

最後に (3) ウ許可申請義務のある行為者がいない場合、土地所有者に対して勧告及び命令 (31 条) を行うことはできないのかにつきましては、「31 条 1 項・2 項は、以下の要件①～③に該当する場合に適用します。要件①としましては、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合、要件②は第 27 条の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかな場合、要件③は前条第 2 項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときです。よって各業者について、条例の許可が不要のため、要件②の前提となる措置命令が存在せず、「命令を受けた者」がいないため、本事例においては要件を満たさず、31 条の適用ができない。」との回答でした。ただし、回答の前提条件として、事業の同一性はなく、土地所有者が違法に

処分場を営んでいる場合ではないものとするとの見解も併せていただいております。これは、事業の同一性がある場合は対象となるということでございます。

盛土条例につきましては、以上の見解をいただいております。

高林北部都市整備事務所長・・・資料 4-2-6 ページをご覧ください。建築基準法の説明をさせていただきます。静岡県が県全域を対象とした条例を制定しておりますので、浜松市は建築基準条例を制定してはおりません。論点（案）の⑤-1 本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかったのか。(1)本件土地は「災害危険区域」に指定すべきだったのか。指定していない理由は何か。本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのかに対しまして、静岡県から、「当該区域が盛土によるものの場合、建築基準法以外の法規制等により、その適法性が担保されるべきものであり、災害危険区域として私権を制限するべきものではないことから、災害危険区域として指定していないものと考えます。」との回答をいただいております。

次に、(2)本件改変行為は建築物を建築する行為に当たらないのかに対しては、「建築基準法における建築制限は、建築物に対してされるもので、本件土地の改変行為は該当しません。また、建築物を建築する行為でもないことから条例の適用にも該当しません」との回答をいただきました。

永井河川課長・・・資料 3 をご覧ください。⑬砂防法、⑭地すべり等防止法、⑮急傾斜の崩落による災害の防止に関する法律、⑯土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律についてご説明させていただきます。

詳細につきましては、資料 4-2 (4-2-2 ページ) をご覧ください。各関連法令の論点としましては、大きく 2 つでございます。砂防法から始まったこうした規制に対する法律に対しまして、論点の 1 点目はこの地域がその指定地域に入っていたのかというものです。2 点目はその地域がそれぞれの指定に指定されていないことが妥当であったのかどうかです。論点が共通でございますので、一括してご説明を申し上げます。まず、⑬砂防法について、緑恵台の崩落地は砂防指定地に指定されていない箇所であり、規制の対象外となり、法に基づく禁止行為や制限行為などがおよぶ土地ではないということでございます。また、本法を所管する静岡県からは「砂防指定地域指定要綱による指定基準である土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域と認められないため該当していない」という回答をいただいております。

続きまして、⑭地すべり等防止法についてです。⑬と同様に区域指定外であるために規制の対象外となります。静岡県からは、「地すべり防止区域指定基準による地すべり地域の面積が 5ha 以上のものの要件に満たしていないため指定していない」との回答を得ています。

次に、資料 4-2-3 ページをご覧ください。⑮急傾斜の崩落による災害の防止に関する法律についても規制の対象外でございます。静岡県からは「本法の中で「急傾斜地」とは傾斜度が 30 度以上である土地をいう要件を満たしていないため指定区域としていない」という回答を得ております。

続いて、資料 4-2-4 ページをご覧ください。⑯土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律についても規制の対象外でございます。「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地すべりの被害を指しますが、平成 26 年度に実施した本法の基礎調査により土砂災害警戒区域の要件に該当しておりません。現時点で当時の基礎調査に使用した平成 25 年 7 月時点の国土地理院の地形図データを確認しても、当該箇所はいずれの指定要件も満たしていないという回答を県から得ております。

山田土地政策課長・・・続きまして、次第 3 (2) の行政対応検証関連資料の国の通達関係とし

て(4)土砂災害危険箇所、(5)盛土総点検についてご説明させていただきます。

(5)盛土総点検につきましては、第2回会議の資料13(13-1ページ)をご覧ください。まず、経緯と目的につきまして、盛土による災害から国民の安全・安心を確保するため、今後起こりうる局所的な豪雨等の発生を踏まえ、被害の発生を未然に抑える取組を進める必要があり、人家及び公共施設等に影響のある盛土について、実態を把握するとともに危険と思われる箇所について関係機関の連携の下、全国的な盛土の総点検が開始されました。

次に、2総点検の依頼と報告につきまして、資料13-5ページにあるとおり、令和3年8月11日の国土交通省、農林水産省、林野庁及び環境省による連名の通知に基づき、浜松市において総点検を実施したものでございます。資料13-1ページにお戻りください。(2)フロー図のとおり、静岡県内の盛土につきましては、県が取りまとめ、関係法令ごとにそれぞれの主管省庁に報告をしています。

資料13-2ページをご覧ください。3総点検の概要に記載の通り、各所管部署におきまして全体で233箇所の点検箇所を抽出しております。資料13-3ページの(4)のとおり、点検対象となる盛土のうち法令等に基づく許可、届け出等の内容と現地の状況に関して①から④の項目について点検を実施いたしました。続きまして資料13-4ページをご覧ください。(5)点検の結果、全ての箇所において、土砂崩落の危険がある盛土は確認されておりません。その結果につきましてはそれぞれの所管課が、県の所管各課に報告し、県が関係法令の重複や点検箇所の追加などを精査し、令和4年3月29日に最終値が発表されております。

村越委員・・・当該の場所はこの点検の対象となりましたか。

山田土地政策課長・・・今回の緑恵台の場所につきましては、点検箇所の対象に含まれておりません。

永井河川課長・・・先ほどの県権限の法令でございます。資料4-2(4-2-5ページ)をご覧ください。⑰土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)でございます。こちら先ほどと同じように、論点といたしましてはこの箇所に指定がされていたかどうかです。こちらについても区域対象外でございます。本通達を所管する県からは、「土石流が発生し、住宅等に被害を及ぼす恐れのある渓流に該当していない」との回答を得ております。続きまして、⑱土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)についても対象外でございます。県からは、「本件土地は傾斜度30度以上でがけ崩れが発生し、住宅等に被害を及ぼすおそれのある箇所に該当していない」という回答を得ております。

前田農地整備課長(浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員設置要領第8条第2項関係者)・・・続きまして、⑲土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所 農村振興局)でございます。本件土地は地すべり危険箇所に指定されておりますが、規制の対象外でございます。また所管する県からは、「土砂災害危険箇所の指定目的は、地すべり防止区域を計画的に指定することであり、地すべり危険箇所に対する行為規制はない」との回答を得ております。

杉石都市計画課長・・・関係法令については以上でございます。続いて、資料7をご覧ください。市が被災者や地域住民を対象に行いました住民説明会の記録を追加しましたのでご確認をお願いいたします。追加資料についての説明は以上となります。内容につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

青田委員・・・県の回答は文書、口頭などいずれの方法でいただいたものでしょうか。

山田土地政策課長・・・メール等、文書でいただいております。

青田委員・・・わかりました。

杉石都市計画課長・・・他によろしいでしょうか。

《意見なし》

杉石都市計画課長・・・この後の審議でも、質問がございましたらその都度お願いします。それでは、論点整理に入ります。ここからの進行は座長の村越委員にお願いします。よろしく願いいたします。

村越委員・・・まず、これからの議論をどのように進めていくのが良いか、何かご意見があれば伺います。市が論点になるであろうと挙げた論点表に基づいて進めていくということによろしいでしょうか。

《意見なし》

村越委員・・・それでは、論点表に沿って議論をしていきます。まず、論点表の¹、最初の情報提供があった時まで、崩落改変行為について、市は認知していなかったかについてです。この改変が始まったのはおそらく平成 13 年頃ということですが、情報提供の具体的な内容はどのようなものでありましたか。

磯部都市計画課長補佐・・・資料 2 に時系列と情報提供の内容をまとめております。最初の情報提供があったのは²にある平成 26 年 10 月 30 日です。

村越委員・・・最初の情報提供は平成 26 年ということであれば、平成 13 年から改変行為があったのではというのは何を根拠にしていますか。

磯部都市計画課長補佐・・・航空写真などの資料を基に状況を確認したところ、平成 13 年ごろからではないかとの推測でございます。

村越委員・・・平成 13 年頃に何か情報提供があったとか、明確に把握したものはないということですか。

磯部都市計画課長補佐・・・そうです。

村越委員・・・そうであれば、最初に情報提供があった平成 26 年 10 月 30 日以前に市は認知していなかったのかについては、情報提供よりも前は認知していないため論点としないということによろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・では[1]は論点としないこととします。次に、[2]改変行為を廃棄物処理法で規制することができなかったかについてです。(1)法規制の対象は廃棄物のみで盛り土は廃棄物にあたるのではないかということですが、【別冊】参考資料ウ-82 ページに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に廃棄物にあたるものが列挙されており、その中には土砂は含まれておらず、土砂そのものを廃棄物処理法では規制できないため、論点としないということによろしいでしょうか。

江間委員・・・大枠では村越委員のおっしゃるとおりだと考えますが、その時に廃棄物混じりのものがあつたのであれば関係はあると考えます。ただし、今指摘している平成26年10月ごろから平成27年ごろの対応については業者に対応していただき、業者から処理をしたという報告もありますので、この時点での廃棄物については論点としなくても良いと考えます。

村越委員・・・論点表では、各論点について (A)会議で十分に議論すべき論点、(B)市の判断が適切であるとして会議で議論しなくてもよい論点、(C)論点として削除してもよい論点、(D)どれも該当しないや疑問点がある場合などに選択する4つで整理をするようにしていますが、(B)ということによろしいでしょうか。

江間委員・・・(B)若しくは(C)でいかがかと考えます。そのあたりは委員の皆様のご意向次第になると考えます。特に廃棄物の対応で問題がある点はありませんのでどちらでも良いです。

村越委員・・・(B)、(C)どちらでも問題はないと思います。次の(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのかについてはいかがでしょうか。

江間委員・・・先ほどの私の意見は、[2](1)だけではなく[2]全体の(1)から(3)までに対しての意見でしたので、その点を訂正させていただきます。

村越委員・・・江間委員は(1)から(3)について、(B)または(C)というご意見でしょうか。

江間委員・・・そうです。

村越委員・・・私はその点は違う考えを持っております。例えば、(2)ウ土地所有者は投棄者にあたるのかについて、この土砂は、残土捨て場という看板を土地所有者若しくは土地所有者の意を受けた者が立てて、そこに捨てられています。土地所有者が投棄者にあたるということは、疑いもない解釈だと考えます。

江間委員・・・村越委員のご指摘のとおりです。

村越委員・・・先ほどの県担当部局の解釈の説明もありましたが、複数の者がそれぞれ勝手に投棄を行っているという捉え方をしておりますが、土地所有者がここに土砂を捨ててよいと看板を立て、複数の業者がその意に従って土砂を捨て、結果大量の土砂が膨れ上がったのであれば、業者を切り離して規制できないという解釈は採り難いと考えます。非常に形式的かつ有機的でない解釈だと考えます。他の委員はいかがでしょう。

江間委員・・・ご指摘のところについて外れるものではないと私も考えますので、この点のご指摘のとおり論点とした方が良いと考えます。

青田委員・・・村越委員と同じ意見です。土地所有者が発注し、了解の上で行っている行為であり、無関係とは言えないと考えます。

村越委員・・・そのような考えとしたいと思いますが、江間委員はよろしいでしょうか。

江間委員・・・問題ありません。

村越委員・・・では²(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのかについては、あったかなかったかもわかりませんので、積極的に議論しても仕方がありません。²(2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たるかについてご意見いかがでしょうか。

岡本総務部参事・・・今撤去している盛り土の中に一部廃棄物が入っているという情報があります。最終的にどの程度の量があるか確定できておりませんが、資料1の計画横断面図のB層のところを順次撤去している中から一部廃棄物が出てきております。

加藤道路保全課長・・・現時点のトータルで木くず、コンクリートがらなど廃棄物に当たるものが約180 m³確認されております。ほとんどがコンクリートがらです。

江間委員・・・平成30年2月9日に²からの情報提供でコンクリートがらが混入しているようだのご指摘に対し、事実を確認できなかったのかは分かりませんが、撤去など具体的な対応をしたという報告もないので、この時点のことは検討した方が良いと考えます。

村越委員・・・廃棄物処理法については、平成26年時点のみではなく、それ以降の時点でも論点となることがあるということですね。

江間委員・・・そのとおりです。

村越委員・・・次に、²(3)清潔保持義務は努力義務に過ぎないのかという点については、土地の土砂が8,000 m³ある中、廃棄物は180 m³であるため、廃棄物処理法で根本的に規制することは難しいため、清潔保持義務は検討しなくても良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・それでは、²(3)については、論点として取り上げないこととします。次に、²その他の論点として、(a)土砂の中にどの程度の量の廃棄物が混入していたのかについては先ほど市からお話がありました。その次、(b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったかについてですが、こちらは事実の確認をいたします。特定の時点だけを指すものではありませんが、平成26年10月、11月あたり、第2回会議の資料3(3-1ページ)の²に土砂を搬入した業者が判明し、撤去及び報告書の提出をさせたとの記載があります。土木への連絡を行う必要が無かったかの論点(案)については、天竜農林事務所からの情報提供を受け、天竜土木整備事務所へ連絡が行っているようですが、これは土木に連絡したことにならないのですか。

岡本総務部参事・・・第1回会議資料11(11-1ページ)をご覧ください。こちらは、平成26年10月30日に天竜農林事務所から情報提供を受けた産業廃棄物対策課が対応した記録でございます。村越委員からご指摘いただきました第2回会議資料3(3-1ページ)の[3]平成26年11月4日の対応は別ルートでございまして、こちらは被害者の一人の[]が天竜区まちづくり推進課にお見えになり、その情報を受けて天竜区まちづくり推進課の職員が、先ほどの件とは別に産業廃棄物対策課、北部都市整備事務所及び天竜土木整備事務所へ報告したものです。ただし、この時点で土木は産業廃棄物対策課が不法投棄で動いていることを把握しておりませんでした。不法投棄の場合、土とゴミと一緒に投棄されることが多いため、通常、産業廃棄物対策課と土木部で連携して対応しておりますが、第2回会議の資料3(3-1ページ)[2]及び第1回会議資料11(11-1ページ)については、天竜土木整備事務所への連絡は行っていないのではないかという状況でございます。

村越委員・・・[]からの情報提供内容が分かる資料はどれでしたでしょうか。

岡本総務部参事・・・第1回会議の資料11のA-1(11-3ページ)でございます。

村越委員・・・第1回会議の資料11のA-1はどの部署が作成した書類か分かりません。どこで確認できるのでしょうか。

山田土地政策課長・・・第1回会議の資料10に市の対応経緯として経緯ごとに資料番号をA-1というようにアルファベットと数字で記載しております。Aが産業廃棄物対策課、Bが天竜区まちづくり推進課、Cが天竜土木整備事務所、Dが北部都市整備事務所にて作成した書類を表してございます。

村越委員・・・わかりました。

青田委員・・・今回のポイントは安全・安心の観点からどうであったかと、それはもちろん個別の法を見て精査するということがありますし、その目的に対して包括的に見た場合にどうかだと思えます。それでいきますと、やはり安全・安心の観点から関係する部署間での情報共有は大事であり、今回、土木との情報共有はやっておくべきであったと考えております。

江間委員・・・青田委員からご指摘があったように、どの程度の情報が共有できたのかが大切であると考えます。第1回会議の資料11のA-1(11-2ページ)の平成26年11月11日付の報告書によると、土地所有者の[]としては平成15年頃から埋め立てを頼んでいると話をされたようなので、平成15年頃から断続的に投棄していたという情報まで土木と情報共有ができていたかが気になるところです。平成26年から27年について天竜区まちづくり推進課が横展開していることは良かった対応だと考えています。他の事案がどうかは論点としたいところです。

小野産業廃棄物対策課長・・・第1回会議の資料11にあるA-1、A-2、A-3の3つは産業廃棄物対策課が一連の事案に対して作成した報告書でありまして、A-3(11-21ページ)として平成27年3月9日の段階では、土採取条例の関係で天竜土木整備事務所に残土捨場という表示の看板があったことを連絡しておりますことをご報告します。

村越委員・・・資料のA-1、A-2、A-3は一連の流れということですが、資料A-1（11-1ページ）には残土捨場の看板に関する記載がありません。平成26年10月30日の時点で残土捨場の看板の有無の認識していなかったのか、それとも平成26年10月には設置されていなかったのかいかがでしょうか。同資料のC-1（11-29ページ）に平成26年11月4日あたりでは残土捨場の看板設置を確認したことが記載されております。

小野産業廃棄物対策課長・・・平成26年10月30日の段階で残土捨場の看板があったのかは課としては把握できておりません。

村越委員・・・10月30日になかった看板が同年11月4日にあるということはあまりないと思いますので、おそらく10月30日にはあったのではと考えられます。看板ですので目立たないものではないでしょうか、それが資料A-1に記載がないのは見落とししたのではないのでしょうか。廃棄物に関する所管課ですから、残土に関してあまり気にしていなかったのでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・この設置されていた看板の写真を確認すると、残土捨場と大きく表示されているとともに、小さな字で廃棄物捨場ではないという表記がされております。推測ですが、産業廃棄物の投棄について何らかの指導があり、10月30日から11月4日に至るまでの間に看板を設置していることも考えられます。資料A-3の報告書で気にしているにも関わらず資料A-1には記載がないことから、10月30日の段階で看板があったのかは疑問に感じます。また、10月30日では非常勤職員が現場を確認しており土砂に関する知識も少ないですので、同職員が対応したのは10月30日のみではありますが、その点は考慮しなければならなかったかと考えております。いずれにしても、産業廃棄物対策課としましては、10月30日時点での看板の設置の有無は分かりませんし、それ以降の設置の可能性もあると考えております。

村越委員・・・時点はずっと後になりますが、資料11のD-2（11-65ページ）に平成30年2月9日時点の看板の写真がありますが、一貫してこの看板なのでしょう。それとも替わっているのでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・産業廃棄物対策課としては、平成26年10月30日から同年11月4日までの期間しか確認しておりませんので、同一の物かは不明です。

村越委員・・・産業廃棄物対策課としては不明ということですね。先ほどの看板の表記の話ですが、土砂は良いが産業廃棄物は捨ててはいけないと書いてあるのでしょうか。

山田土地政策課長・・・「産業廃棄物場ではありません」「金属コンクリート等は捨てることはできません」との内容について、写真からは読み取れます。

青田委員・・・一つの課だけに全てを求めることは大変厳しいと考えております。災害が起こるときはこのようなパターンが多く、色々な課で情報共有することにより、その課は所管でなくても関係課が確認すると大事だということもございます。過去に遡って誰が犯人と言うつもりはなく、今後を考えた場合にやはりリスクに対する意識が大切だと考えます。住民の方の声にもよくありますが、このままずっと土が残っていて大丈夫かと意見が出ているわけですが、リスクの観点から言うと、産業廃棄物対策課の所管ではありませんが、このまま土が残っていたらどうなるのかを全庁的な観点から今後考えた方が良くと思いますので、この点は論点として協議をした方が良く考えます。

村越委員・・・確かに、資料 11 の A-1 (11-3～11-7 ページ) の報告書にある 10 月 30 日の現場写真について、多くの写真を撮影しているにも関わらず看板の写真が一枚もないことを考えると産業廃棄物に注意がいったしまったということかもしれません。残土捨場はこの頃から平成 29 年までずっとこのままだったのでしょうか。看板の撤去について何か対応をされていたようですがいかがでしょうか。

加藤道路保全課長・・・第 1 回会議資料の資料 11 の C-1 (11-29 ページ) をご覧ください。先ほどの平成 26 年から平成 27 年にかけての一連の中で、平成 27 年 3 月に現地に天竜土木整備事務所の職員が行き、土地所有者に対して看板を必ず撤去するよう口頭にて指導しております。また、これ以上搬入を続けると土採取等規制条例に基づく厳しい指導になるという注意、指導も行っております。

村越委員・・・その後、看板が撤去されたかを確認されたのでしょうか。

加藤道路保全課長・・・その後は確認をしておりません。職員への聞き取りによると、確認した記憶はないということです。確認してないと捉えてよろしいかと考えられます。

村越委員・・・資料 11 の D-2 (11-65 ページ) の平成 29 年時点の写真がありますが、これは当初の看板そのままなのか、1 回撤去し、また設置されたのかについてはいかがでしょうか。

加藤道路保全課長・・・そのあたりの確認はできておりません。

村越委員・・・沢田委員にお伺いしたいのですが、第 2 回会議の資料 6 の盛り土の増加量を示した表について、精度は大雑把にしか分からないということでしたが、今回流出した土砂が 4,000 m³弱でしたが、平成 27 年から令和 3 年の増加量が約 3,300 m³ですので、今回流出した土砂の多くはこの増加分であったと見込まれると考えても良いのでしょうか。

そうであった場合に、平成 29 年の時に何か対応をしていれば今回の災害が発生しなかったと考えられるのであれば、平成 29 年時点で看板があることが非常に残念だと感じます。看板があるから土砂を捨てに来るわけで、実際にいつ時点まで投棄されていたかは分かりませんが、看板があると投棄されてしまいます。こうしたところに部署を問わず、注意を払って、経過観察し続けるということが非常に大事だったのではないかと残念な思いがあります。

沢田委員・・・新しく置いた土が崩れる可能性のほうが高いことは間違いないと考えますので、村越委員の発言は大きく外れてはいないと思います。

加藤道路保全課長・・・看板の撤去に関して訂正させていただきます。第 1 回会議の資料 11 の B-3 (11-27 ページ) をご覧ください。こちらは天竜区まちづくり推進課が作成した苦情・情報受付票です。土地所有者とのやり取りの中で土砂捨場という看板を取らないと条例違反になるという指示に対し看板は撤去したというやり取りがあったことを確認しております。先ほど看板を撤去したか確認していないと説明しましたが、電話でのやり取りにおいては看板の撤去について確認しております。ただし、追って現地確認をしているかについては確認していないのではないかと状況でございます。

村越委員・・・看板を撤去したという発言があったことまでは把握していたということですね。

加藤道路保全課長・・・そのとおりです。

村越委員・・・先に進みます。論点表の²その他の論点の (b) で土木への連絡を行う必要性がなかったかどうかについては、天竜土木整備事務所としての対応としては平成 27 年 3 月 18 日の次は令和 3 年 12 月 23 日になるということですね。

鈴木天竜土木整備事務所長・・・おっしゃるとおりです。

村越委員・・・その間の対応はないということですね。

鈴木天竜土木整備事務所長・・・そのとおりです。

村越委員・・・分かりました。では次に、論点表の³(a) 通報内容の共有先は適切であったかについてですが、これについては取り上げるべき論点だということによろしいでしょうか。

沢田委員・・・論点とすることに異論はございませんが、通報する人にとってどこに通報するか選ぶことはとても難しいものですので、どこを窓口にすべきかを論じることは難しいと考えます。

村越委員・・・どこに通報しても適切に情報が共有されなければならないということであればよろしいでしょうか。

沢田委員・・・そうであれば良いと考えます。

村越委員・・・では次に論点表の⁴⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律については²と同じですのよろしいかと思えます。⁴その他の論点で (a) 2 日分の産業廃棄物の回収撤去及び 2 月 26 日の報告書受理をもって対応を完了したことは適切であったかについてです。2 日分とは何を指していましたでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・資料 11 の A-2 (11-10 ページ) をご覧ください。業者からの今後の対応について報告がありますが、当該土地へ残材、残土を投棄した 10 月 29 日、10 月 30 日の 2 日間を指しています。

村越委員・・・投棄していた業者に聞き取りをされており、 からダンプを借りた業者で名前は分かりませんが、2 日しか廃棄したことはないという回答であったのでしょうか。

小野産業廃棄物対策課長・・・ここで が自社の分として廃棄したと認めたものはこの 2 日分だけでした。この撤去後には現場確認をして廃棄物が残っていないことを確認し、この時点で事案としては終了といたしました。

村越委員・・・ここで問題としたのは廃棄物処理法ですので、当面の廃棄物が撤去されればそれ以上の土砂を除けという対応は難しいでしょう。この情報が他部署に共有され他部署が対応することになれば別ですが、産業廃棄物対策課でそれ以上のことを対応することは難しかったと考えます。この件については市の見解も特にありませんか。

山田土地政策課長・・・こちらの論点の整理については、その他の論点について各課の判断は記載してございません。

村越委員・・・これについてはやむを得ないということによろしいでしょうか。次の[4](b)その後の継続的は現地確認を行う必要はなかったかについては、必要がありますので論点とすることによいと考えますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・会議時間も残り少なくなってきましたので本日は途中までとし、残った分は次回に持ち越しとなりますが、進行についてご意見がありましたら後でおっしゃってください。

続きまして、論点表の[5]本件改変行為は、建築基準法で規制することはできなかったのかについてです。(1) 本件土地は災害危険区域に指定すべきだったのか、指定していない理由はなにか、また本件土地は災害危険区域の指定要件に該当しないのかについてです。こちらは先ほど県の見解をご説明いただきましたが、それと重なるのでしょうか。1点質問です。県のいずれかの部署に市から情報提供をしたことはあったのでしょうか。県は直接認識する手段を持っていないため、市から情報がいかなければ県が認識するということはないでしょうが、県はこの緑恵台の状況について、どの程度、事実の認識があったのでしょうか。

山田土地政策課長・・・県には災害が起きた直後にご報告をさせていただいております。直近では、浜松市において技術的、行政対応についての検証会を行っていることをお伝えし、県権限の見解をお願いしております。

村越委員・・・発災前はこの緑恵台の状況について、まったく事実の認識がない状況であったという理解でよろしいでしょうか。

山田土地政策課長・・・発災前に県に緑恵台について盛り土や産業廃棄物の投棄がされているといった認識はないはずです。

村越委員・・・わかりました。この災害危険区域は、県と市の両方に指定する権限があるものなのでしょうか。

高林北部都市整備事務所長・・・災害危険区域は、法に基づいて地方自治体が条例を作って指定することができるようになっており、浜松市でも作ることはできますが、静岡県が県下全域を対象とした条例を作っておりますので、その制限を超えるような条例をあえて浜松市が作ることは考えておりません。ですので、浜松市はこの災害危険区域を指定するための条例を持っておりません。

村越委員・・・当該土地は災害危険区域に指定されていませんので、取り上げても仕方がないという認識でよろしいのでしょうか。議論すべきなどのご意見があればお願いします。

江間委員・・・令和3年のLPデータですが、これはどういった目的で取得したものなのですか。県が取得したものでしたが。

加藤道路保全課長・・・県が航空レーザー測量を行い、データを整理しましたが、その目的が災

害だったのかは別のものかは情報を持っておりません。

江間委員・・・特段、災害に関する対応として得たものというよりは、県の土地の状況を確認するためのものの可能性もあるということですか。どこの部署が主管しているかの情報もご存じではありませんか。県が調査したことは確かですか。

沢田委員・・・静岡県は今年度までに全域をL Pデータで三次元的に計測しようと力をつぎ込んで行っており、その目的は今後災害が起こった時に備えるためということが大きな目的であったはずで、県内も網羅してしっかりとしたデータを持っていましようということが目的であったはずです。

江間委員・・・この場所だけではなく、全県内で行っているということですか。

沢田委員・・・全県内です。たまたまそのタイミングが令和3年であったというものです。

江間委員・・・そうであれば、一応、災害の目的としてデータを取得し、令和4年に情報を共有したということでしょうか。

沢田委員・・・静岡県としては、その情報をオープンにして、多くの人に使ってもらうことも目的であったので、浜松市も自由に使える状態になったということですか。

江間委員・・・そこからまた分析してどうかということをお県の方は検討し始めるということでしょうか。

沢田委員・・・そうです。

江間委員・・・ありがとうございます。

村越委員・・・では、5の⑤建築基準法については、市の判断は適切であるということでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・次に、5の③都市計画法についてです。本件改変行為は都市計画法で規制することができなかったのか、(1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」「特定工作物の建設」の用に供する目的はなかったかについてですが、こちらについてはなかったということでしょうか。

《異議なし》

村越委員・・・その次、5の④宅地造成等規制法について、(1)本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」として「宅地造成工事規制区域」に指定すべきだったのかについて、こちらはいかがでしょうか。

山田土地政策課長・・・宅地造成等規制法につきましては、宅地造成工事規制区域という区域指

定がございまして、その区域につきましては、資料4-1(4-1-3ページ)をご覧ください。④宅地造成等規制法の第3条に宅地造成工事規制区域がございまして、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地または市街地となろうとする土地の区域ということで、主には都市計画区域内を想定し法的に作られているもので、さらに高低差の激しいところというものになります。この宅地造成等規制法におきましては、宅地の定義が農地や採草放牧地、森林、道路、公園、河川のような公共施設以外の土地は全て宅地として扱われますので、宅地としては扱われる部分ではございますが、宅地造成工事規制区域には指定されるものではなかったと考えております。

村越委員・・・宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きいという認識がなかったわけですから、その認識がない以上指定はできませんので、こちらについてはやむを得ないと考えますが、いかがでしょうか。

江間委員・・・今回の土地は山林ですが、それでも宅地ないし宅地の造成というのでしょうか。

山田土地政策課長・・・この定義で言う宅地につきましては、農地、牧草地、森林並びに道路等の公共施設以外は全て宅地になるという定義が宅地造成等規制法第2条にございます。その中ではこの法律における宅地になり得るか判断しております。

江間委員・・・ありがとうございます。

青田委員・・・問題認識ということで、該当するかどうかわかりませんが、この法律の造成宅地防災区域というのがありますが、これはこの法律の改正を受けて宅地造成に伴う災害で相当数の定住者その他の者に危害が生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域とありますが、既に定めた後でも、この防災区域に指定することができるという趣旨でよろしいのでしょうか。

山田土地政策課長・・・造成宅地防災区域につきましては、基本的には宅地耐震化推進事業等により実際に滑動崩落の恐れがある場所だということで確認がされた時に、その場所を指定することが可能で、詳細の調査をしなければ造成宅地防災区域には指定できないことになっています。

青田委員・・・今回は滑動崩落の危険性はなかったという判断でいいのでしょうか。

山田土地政策課長・・・今回につきましては、滑動崩落の危険性の確認がされておられません。

青田委員・・・確認されていなかったというより、誰も確認していなかったのではないですか。

山田土地政策課長・・・市として認識しておらず、調査もされてないということです。

青田委員・・・市として認識しなかった、調査しなかったという妥当性について議論しなくて良いのでしょうか。

山田土地政策課長・・・議論が必要であれば論点に加えていただきたいと思います。

青田委員・・・そこが引っかかりました。

沢田委員・・・よくあるケースとしては、農地や民地を何か開発をしようとして申請をすると、そこを開発しても大丈夫かということで調査がされます。しかし、この場所はだいぶ前に造成され、きっと安全だとみんな思い込んでいますから、こうした観点では、抜け落ちてしまうことは大いにあり得ると思います。

青田委員・・・これは改正で、既に作っているけれども危ないところは指定するという意味かと思っただけですが。

山田土地政策課長・・・こちらにつきましては、宅地造成等規制法におきまして、大規模盛土造成地に該当したところについて、宅地耐震化推進事業を行う中で、宅地の滑動崩落の危険性のあるところについて、その事業の中で調査し、その調査結果が、良好でなかった場合に、造成宅地防災区域を指定し改善をしていく事業になります。なお、その大規模盛土造成地に、この当該緑恵台の箇所が該当しておりませんことをお伝えしておきます。

青田委員・・・問題提起ということで発言させていただきました。

村越委員・・・では、本日の最後として、**5**その他の論点、回答内容は適切であったかについてです。この回答内容は、北部都市整備事務所の対応として、制限や指導が必要となることはないかとの連絡を受け、がけ条例等で全く関連が無いとは言いきれないが、一般的に所有する山などを削ったり、盛ったりする行為に対してすぐに建築の制限や指導を行うことはないとした回答が適切かどうかということでしょうか。土砂がいつ増えたかを考えると、回答時点の平成26年11月4日ですから、その後急速に増えており、この時点でそれを認識し、何か制限をかけなければいけないという認識には至りにくいということではないでしょうか。この時点ではやむを得ないというぐらいの認識で、市の判断は適切とし、論点としては取り上げないとの処理で良いと考えますが、委員の皆様はいかがでしょう。

《異議なし》

村越委員・・・では、**5**が終わりましたので、次回は**6**から審議を行います。**5**はこれ以外に出された論点についても検討するとします。ここまでの進め方について何かご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

江間委員・・・**1**から**5**について、これは検討まで済ませたということになるのでしょうか。

村越委員・・・必ずしも結論がでたものではありません。このような認識で良いかの確認だと捉えていただければと考えます。

江間委員・・・分かりました。次回以降に検討していくということによろしいでしょうか。

村越委員・・・よろしいでしょうか。では本日はここまでといたします。

5 閉会

杉石都市計画課長・・・長時間にわたりご審議ありがとうございました。これで本日の審議は終了となります。本日の質疑応答につきまして、会議録をまとめまして報告をさせていただきます。また、論点のチェック表も今日の審議内容を反映させたものを作成し、ご報告させていただきます。次回の検証会は、3月30日木曜日 午後1時から、会場につきましては本日と同じこの会場となりますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

《午後 00：08 にて閉会》